

**「藤沢市地球温暖化対策実行計画」中間見直し等業務  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 業務の概要**

(1) 業務名

「藤沢市地球温暖化対策実行計画」中間見直し等業務

(2) 目的

当市は2021年2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向け2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すとして、藤沢市地球温暖化対策実行計画に基づき、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入など、市域の温室効果ガス削減に向けた取組を進めています。

本業務では、環境をとりまく国内外の情勢が大きく変化し、基礎的自治体に求められる役割が増す中で、2022年（令和4年）3月に改定した「藤沢市地球温暖化対策実行計画」で示している『2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減』とする目標を達成するため、中間見直しを図り、計画期間後半で重点的に取り組む施策等を策定する必要があります。

また、当市の市域の温室効果ガス排出量の把握は、国のエネルギー実績報告が2年遅れでの公表となり、進捗管理において随時把握できないことが課題となっているため、随時把握できる手法について検討する必要があります。

以上のことから、広く企画提案を求めるものです。

(3) 委託期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

(4) 発注者及び提案募集事務局

ア 発注者

藤沢市長

イ 提案募集事務局

藤沢市 環境部 環境総務課 ゼロカーボン推進担当

住所：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話：0466（50）3529

メールアドレス：fjl-kankyous@city.fujisawa.lg.jp

※「◎」は「@」と読み替えてください

**2 企画提案者に要求される資格要件**

募集開始日時点において、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 「かながわ電子入札共同システム」による、令和5・6年度競争入札参加資格名簿（コンサル又は一般委託）に登録されており、かつ令和7・8年度に同様の認定を受ける予

定であること。

- (3) 藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規程に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。（更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の許可が決定された者又は再生計画の許可の決定が確定された者を除く。）
- (6) 地方公共団体の「環境基本計画」または「地球温暖化対策実行計画（区域施策編もしくは事務事業編）」の策定、改定もしくは見直し等と同種業務のいずれかを、請け負った元請実績を令和元年度以降に有すること。なお、現在履行中の事業も含むものとする。
- (7) 納付すべき地方税及び国税を滞納していないこと。

### 3 スケジュール

事業者選考までの事務手順は次のとおりとします。

なお、審査日等の日程が変更になる場合は、提案募集事務局から企画提案者に連絡します。

(1) 公募期間	2025年（令和7年）2月14日（金）～2月28日（金）
(2) 実施要領等への質問期間	2025年（令和7年）2月14日（金）～2月28日（金）午後5時まで
(3) 参加申込の締め切り	2025年（令和7年）2月28日（金）午後5時まで
(4) (2) で提出された質問に対する回答	2025年（令和7年）3月3日（月）までに 本市公式ホームページ上で随時回答
(5) 企画提案書等の提出	2025年（令和7年）3月10日（月）午後5時まで
(6) 書類審査（一次審査）の通知	2025年（令和7年）3月11日（火）までに通知
(7) プレゼンテーション・ヒアリング審査（二次審査）	2025年（令和7年）3月13日（木）の 本市が指定する概ね40分間（予定）
(8) 選考結果の通知	2025年（令和7年）3月14日（金）までに発送

## 4 参加申込

本案件に参加を希望する場合は、「2 企画提案者に要求される資格要件」を確認の上、次のとおり提出してください。

### (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）・・・1部

イ 会社の事業概要が分かる案内等の資料・・・1部

ウ 地方公共団体の「環境基本計画」または「地球温暖化対策実行計画（区域施策編もしくは事務事業編）」策定、改定もしくは見直し等同種業務受託実績書・・・1部

※業務受託実績書は、最大5件記入してください。なお、内容については、業務の内容が分かるように記載してください。

エ ウの実績を確認できる全ての契約に係る契約書等（件名及び双方の押印、契約期間が確認できるページ及び受託内容の詳細がわかるもの）の写し・・・各1部

オ 納税証明書（3ヵ月以内に発行されたもの・写し可）・・・各1部

次の地方税及び国税に関する納税証明書等（直近1過年度分）を提出すること。

#### (ア) 法人税、消費税及び地方消費税

本店所在地を所管する税務署で発行するもの。

免税事業者についても、「未納の税額のないことの証明書」が発行されるので必ず提出すること。

#### (イ) 法人県民税、事業税

神奈川県内に営業所がある場合は、神奈川県税務事務所が発行するもの。

神奈川県内に営業所がない場合は、本店の所在する都道府県が発行するもの。

#### (ウ) 藤沢市の固定資産税（市内に事業所がない場合は不要）

藤沢市が発行するもの。

市内に事業所があるが固定資産がない場合は、無資産証明書を提出すること。

#### (エ) 藤沢市の法人市民税（市内に事業所がない場合は不要）

藤沢市が発行するもの。

### (2) 提出書類の提出場所及び方法

#### ア 受付期間

募集開始から2025年（令和7年）2月28日（金）までの開庁日のうち、午前9時から午後5時まで（郵送の場合は同年2月28日（金）午後5時必着）

#### イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参又は郵送により提出してください。なお、郵送での提出の場合は、封筒等の表面に「藤沢市地球温暖化対策実行計画」中間見直し等業務参加申込書在中」と朱書きし、「1 業務の概要（4）発注者及び提案募集事務局 イ 提案募集事務局」に記載の住所宛に、「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出してください。

### (3) 参加の辞退

参加申込書を提出後、辞退する場合は、参加辞退書（任意書式）を速やかに持参又は

郵送にて提出してください。なお、本業務以外への影響は一切ありません。

## 5 質問及び回答

本案件に係る質問がある場合には、質問書（様式3）を提出してください。

### (1) 受付期間

募集開始から2025年（令和7年）2月28日（金）までの開庁日のうち、午前9時から午後5時まで

### (2) 提出方法及び提出先

提案募集事務局に持参又は電子メールにより提出してください。なお、電子メールで提出する場合は、「1 業務の概要 (4) 発注者及び提案募集事務局 イ 提案募集事務局」に記載のメールアドレス宛てに送付してください。また、メールのタイトルは「プロポーザル質問書」とし、電子メール送付後（午後5時を過ぎた場合は翌開庁日の午前9時以降）に提案募集事務局に電話で連絡してください。

### (3) 質問への回答

2025年（令和7年）3月3日（月）までに、当市公式ホームページ上で随時回答します。

## 6 企画提案書の提出（別紙1「企画提案書作成要領」に基づく）

「4 参加申込」により、期日までに参加申込書（様式1）を提出した企画提案者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、各提出書類の写しについては、会社名等を空欄にしてください。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書・・・原本1部 写し12部

企画提案書作成要領（別紙1）に基づき作成したもの。

イ 見積書（様式4-1）・・・原本1部 写し12部

ウ 見積内訳書（様式4-2）・・・原本1部 写し12部

エ 責任者及び担当者一覧表（様式4-3）・・・原本1部 写し12部

### (2) 提出期限

2025年（令和7年）3月10日（月）午後5時まで

### (3) 提出方法

提案募集事務局へ持参、又は郵送により提出してください。なお、郵送での提出の場合は、封筒等の表面に「藤沢市地球温暖化対策実行計画」中間見直し等業務企画提案書在中」と朱書きし、「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出してください。

また、提出書類の原本及び企画提案書の写しをPDF化し、上記提出期限までにタイトルを「プロポーザル企画提案書」とし、電子メールで送信し、送付後（午後5時を過ぎた場合は翌開庁日の午前9時以降）に提案募集事務局に電話で連絡してください。

## 7 一次審査（書類審査）

提出された参加申込書類及び企画提案書等について、資格要件の確認や価格審査、不備がないか書類審査（業務に関する専門性、価格の競争性）を事務局で行います。また、企画提案者が4者以上となった場合は、事務局による書類審査により、原則として評価点上位3者のみプレゼンテーションを実施できるものとします。

審査結果については2025年（令和7年）3月11日（火）までに参加申込書（様式1）にあるメールアドレス宛に電子メールで通知します。

なお、一次審査通過者には併せて二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の時間を通知します。

## 8 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

### （1）実施日時

2025年（令和7年）3月13日（木）の概ね40分間（予定）

※実施時刻については、「7 一次審査（書類審査）」の審査結果と併せて2025年（令和7年）3月11日（火）までに、参加申込書（様式1）にあるEメールアドレス宛に電子メールで通知します。

### （2）実施場所

藤沢市役所

### （3）時間配分

各企画提案者概ね40分間（プレゼンテーション25分、ヒアリング15分）

※プレゼンテーション・ヒアリング審査当日は、本業務の担当予定者によるプレゼンテーションを実施してください。なお、出席者は最大5名までとします。

※当日のプレゼンテーションでは、提出した企画提案書以外の内容をプレゼンテーションできないものとします。また、当日の資料の追加・変更もできないものとします。

※当日のプレゼンテーションでは、プレゼンテーション資料の中に会社名を記載しないでください。また、口頭においても会社名を名乗らないでください。

### （4）使用可能な機材について

スクリーン及びプロジェクター（HDMI入力）は当市が用意します。プレゼンテーションで使用するパソコン、その他に必要なものがある場合は、企画提案者が用意するものとします。

## 9 選考方法

### （1）選考・審査方法

「藤沢市地球温暖化対策実行計画」中間見直し等業務受託者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員が、（3）の審査項目に基づき、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査し点数化します。審査項目ごとの点数の合計を評価点とし、各選考委員の評価点の合計点において最も高い者を優先交渉事業者とし、合計点が2番目に高い者を第2位優先交渉事業者とします。この場合に

において、評価点の合計点が高い者が2者あるときは、2者のうち、二次審査の審査項目の提案内容の合計点が高い者を優先交渉事業者とします。なお、これらの方法により、優先交渉事業者を決定することができないときは、委員間で意見交換を行った上で選考委員会で決定するものとします。

また、優先交渉事業者の選定条件については、合計点に関わらず「全選考委員の評価点の合計点における平均値が満点の6割以上である」ことを要するものとします。

なお、企画提案者が1者だった場合は、全選考委員の評価点の合計点における平均値が満点の6割未満であるときを除き、当該企画提案者を優先交渉事業者とします。

※評価点は企画提案者ごとに合計点のみ公開します。また、企画提案者名は優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者のみ公開します。

## (2) 提案内容

- ア 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」重点施策の作成
- イ 本市における温室効果ガス排出量の随時把握手法の提案

## (3) 審査項目

別表のとおり

## (4) 選考結果通知

選考結果については、参加申込書記載の所在地に、2025年（令和7年）3月14日（金）までに文書で発送します。

## 10 契約の締結について

### (1) 契約期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

### (2) 仕様等の決定

仕様等は、選考結果通知後、優先交渉事業者と仕様等の調整をした上で決定します。なお、仕様等の調整が不調となった場合は契約を行わず、第2位優先交渉事業者に交渉権が移ります。

## 11 提案上限額

9,515,000円（消費税を含む）を上限とします。

本案件は、令和7年度予算が藤沢市議会において議決されることを条件とします。予算が議決されず、成立しなかった場合は、本プロポーザルは無効となる場合があります。なお、その場合においても、事業者は市に対し、参加表明書や企画提案書の提出に当たって負担した費用等について請求できません。

上記の金額内で提案を募集するものであり、契約締結に関する予定金額ではありません。

## 12 支払方法

完了払い

### 13 提案の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当するときは、その企画提案者の提案は無効とします。

- (1) 提出物に虚偽の記載があるとき
- (2) 企画提案書作成要領（別紙1）に適合しないとき
- (3) 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」中間見直し等業務仕様書（別紙2）に適合しないとき
- (4) 本実施要領の「2 企画提案者に要求される資格要件」に掲げる資格のない者が提案したとき
- (5) 提案上限額を上回る提案をしたとき
- (6) 2件以上の提案をしたとき
- (7) 自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき
- (8) 提案に関して談合等の不正行為があったとき、又はそれが疑われるとき
- (9) その他、当市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき

### 14 その他

- (1) 本案件への応募に掛かる費用は、全て企画提案者の負担とします。
- (2) 提案書類の言語は日本語を用いることとし、通貨は日本円とします。
- (3) 提出された書類及びデータは返却しません。
- (4) 企画提案者は、優先交渉事業者決定後において、本実施要領等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は、提案の採否にかかわらず、企画提案者に帰属しますが、当市が公表等に必要と判断した場合は、無償で使用及び修正する権利を持つものとし、企画提案者は著作者人格権を主張しないものとします。なお、提出書類は本業務の目的以外で使用することはありませんが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、「藤沢市情報公開条例」に基づき、提出書類を公開することがあります。

以 上

## 審査項目

区分	審査項目	評価の視点
1 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」重点施策の作成	(1)アンケート	広く情報収集が行える工夫として、アンケート等の実施方法の提案や回収率向上の具体的な提案があるか。
	(2)重点施策選定方法の提案	重点的に取り組むべき施策の決定に際して、定量的な視点での施策決定手法の提案があるか。
	(3)温室効果ガス排出量削減のための主体別取組の設定	温室効果ガス排出量削減のための市民、事業者、市の取組を抽出し、取組ごとの削減量を算定に対する提案があるか。
	(4)「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の重点施策案等の作成	重点施策案及び主体別の取組内容案が、市民・事業者・当市の取組内容と達成指標が明確であり、市民・事業者の理解を深める工夫の提案があるか。
2 当市における温室効果ガス排出量の随時把握手法の提案	(1)随時把握手法の提案	当市における温室効果ガス排出量の把握について、実施可能な随時把握できる手法の提案があり、根拠についても明瞭に説明できるものであるか。
3 その他	(1) 意欲	企画提案書に関する補足説明が分かりやすく、当該業務に対する取組意欲を強く感じられるか
	(2) 業務への理解	質問に対する回答が明瞭で、かつ迅速であるか。
	(3) 提案全般	提案内容が具体的な提案となっているか。また、[藤沢市地球温暖化対策実行計画]の認識が適切であり、本業務の目的に合う提案となっているか
	(4)業務に関する専門性	当市が期待する同種業務の実績があるか
	(5) 価格の競争性	当市が求める内容が含まれており、市が提示する上限額の範囲内で、最少減の経費となっているか